

災害救助法の救助項目及び 救助の程度、方法及び期間



災害救助法の運用

【救助項目（法第4条第1項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。 ○ 指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能。
3	炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる。
4	飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる。
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施。
6	医療・助産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供。

	救助項目	救助の概要
7	被災者の救出	○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
8	住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。
9	学用品の給与	○ 住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの。
10	埋 葬	○ 遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの。
11	死体の捜索	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して捜索を行うこと。
12	死体の処理	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
13	障害物の除去	○ 半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。
■	救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費

災害救助法の運用【救助項目（法第4条第2項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置、 救助のための輸送費 及び賃金職員雇上費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を対象に広域避難や事前避難を実施。 ○ 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者については、船舶やバス等の借上げ等により輸送。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。

令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

避難指示

避難勧告は廃止です

警戒レベル 5

緊急安全確保

避難指示

高齢者等避難

警戒レベル 2

大雨・洪水・高潮注意報

警戒レベル 1

早期注意報

※1 市町村が影響の範囲を確定し得るものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず安全とされる情報とはなりません。

※2 避難勧告は、これまでの避難指示のタイミングで発せられることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて後の行動を早急に進めたり、避難の準備をしたり、危険を察したら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にも大丈夫かを確認する必要があります。

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

ここなら安全！

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 東風側等浸水想定区域に入っていない(うっていとー)
- 2 浸水深より屋高は高い
- 3 水がひくまで強風でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないとー)

※1 東風側等浸水想定区域や水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

※2 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行令第3条第1項及び第2項に明記

1項 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

（※平成25年内閣府告示第228号）

2項 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣（所管大臣）に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

災害救助法の救助期間の延長に関する具体例

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「災害救助法の救助の期間（4条3項）の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり具体例を記載する。

災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助事務取扱要領（令和3年5月）抜粋

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

1.7 特別基準に関する処理について

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

また、特別協議による救助の期間の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できる。この場合、被災自治体は救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行うこと。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとすべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内に行うことを原則とする。

（ア）基準告示に定める救助の期間内により難しい場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難しい理由
- ② 必要とする救助期間
- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数
- ④ その他必要な事項

- (イ) 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合
 - ① 季別の変更を要する理由とその季別
 - ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数③その他必要な事項
- (ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合
 - ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
 - ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
 - ③ その他必要な事項
- (エ) その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合
 - ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
 - ② 特別基準の内容
 - ③ その他必要な事項

救助項目	一般基準	認められうる具体的な延長事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
避難所・福祉避難所の設置	災害発生日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・建設型応急住宅が〇月〇日に完成・△月△日から順次鍵の受渡し、入居となるため、□□地区の避難所を◇月◇日まで延長する。 ・賃貸型応急住宅の供与に際し、〇月〇日から△月△日までの間、入居申込受付窓口を設置するため、△月△日まで間、●●地区の避難所の設置を延長する。 ・一時避難として公営住宅の提供を検討中であるが、公営への一時避難に関する相談や賃貸型応急住宅の受付開始等が〇月〇日、公営住宅の入居に関する公募が△月△日になるため、〇〇地区の避難所の供与期間を△月△日まで延長する。 ・住宅の応急修理を希望する被災者の修理完了日が〇月〇日であり、修理完了後、自宅に戻れるのが〇月△日であることから〇月△日まで〇〇市の〇〇地区の避難所の供与を延長する。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>避難所を開設しなければならない具体的な地区、期間及び理由が明確であること。</p> <p>特に避難所の避難が長期化しないよう自治体でどのような対応を図っていくかを示す必要があり、特に被災者の「住まいの確保」がどのような状況かを説明する必要がある。</p>	<p>被害が広範囲であり、避難が長期化すると見込まれるため〇月〇日まで期間を延長する。</p>	<p>応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を可能な限り迅速に実施することにより、避難所における滞在期間を短縮化することが最も重要である。</p> <p>避難所における生活は避けられないものの、避難所の滞在期間の短縮化に向けて、現状、各自治体においてどのような対応を行っているかを明確に示した上で期間設定する必要がある。</p> <p>単に被災者の避難が長期化するため延長したいということでは、期間設定の理由が不明瞭であり、国においても延長期間の妥当性について判断ができない。</p>

救助項目	一般基準	認められうる具体的な事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	災害発生の日から20日以内に着工	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の入居意向調査については〇月〇日までに完了する予定であるが、並行して建設戸数の確定、建設工事団体等との調整(現地調査、設計、仕様及び積算の確認)及び契約から着工までに◇日間を要するため、△月△日まで応急仮設住宅の着工期間を延長する。 	<p>被災者への「住まいの確保」の見通しを明確化し、早期の生活再建を図ることが重要。</p> <p>このため、建設型応急住宅の着工までの期間がどのくらいかかるのかを明確化する必要がある。</p>	<p>現在、意向調査を行っているが、20日以内での着工が困難であるため、年度末まで期間を延長する。</p>	<p>避難所で生活する被災者のほか、在宅避難中の被災者も考慮する必要があるなど、意向調査に時間を要することは理解できるが、具体的な応急仮設住宅の着工までに何日間を要するのかなど説明が必要。</p>
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 被災地周辺のスーパー・コンビニ等も被災しており、食品流通事業者等を確認したところ各店舗への流通の再開には最低〇～△日程度かかるとの報告を受け、安定した食品の供給が確保される〇月〇日までの間、食品の給与の期間を延長する。 	<p>被災者自らが食品の確保ができず、また、食品流通事業者からの安定した食品の供給ができない期間及び理由が明確であること。</p>	<p>スーパー・コンビニ等の再開がしばらく見込めないため、〇月〇日まで期間を延長する。</p>	<p>災害による流通の支障等により食品が得られない、住家が被災して自宅での炊事ができない等によって、食品の給与期間を延長しなければならないため、流通事業者の見通し、応急仮設住宅等への入居状況等を説明した上で期間の延長を判断する必要がある。</p> <p>単に食品販売業者の再開が見込めないため期間を延長しただけでは不十分である。</p>
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 給水場が被災しており、上水道を管理する部局や、水道事業者が調査をした結果について、〇〇地区では復旧までには最低〇週間程度を要すると公表されているため、〇〇地区の飲料水の供給を〇月〇日まで延長する。また、△△地区の復旧は△月△日であり、△月△日まで延長する。 	<p>断水等の復旧状況について記載した上で、復旧までの期間や理由が明確であること。</p>	<p>水道管の破裂等により断水しており、復旧までに長期間を要すると見込まれるため、〇月〇日まで期間を延長する。</p>	<p>水道事業の復旧に関する見通しが不明確であり、期間延長しなければならない具体的な説明もない。</p>

救助項目	一般基準	認められうる具体的な事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
被服、寝具 その他の生活必需品の 給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 被災者からの生活必需品の支給申請書の提出期間を〇月〇日までとしており、その後、とりまとめ作業を行い、協定締結団体に対し、発注を行ったところであり、△月△日には納品を予定していることから△月△日まで期間を延長する。 協定締結している物流業者から物資不足や交通障害等の影響により全ての被災者へ生活必需品を給与する期間として最低〇日間を要する見込みであるとの報告を伺っていることから◇月◇日まで期間を延長する。 	給与完了期間を延長する理由が明確であること。	被災者は仮設住宅等に入居されたが、意向把握に時間を要しているため、〇月〇日まで期間を延長する。	生活必需品の支給は、全壊、全焼又は流失により住家を失い、避難した方々に対して行われるものであることから、可能な限り速やかに必用最小限の日用品を給与・貸与すべきものである。その趣旨を踏まえた上で、早急に対応を図る必要があることから、延長する理由は明確にすること。
医療・助産	<p>【医療】 災害発生の日から14日以内</p> <p>【助産】 分べんした日から7日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇病院では、水害によりボイラーや電気設備に被害を受け、医療機関として機能停止に陥っている。設備の復旧の見込みについては、病院より保健福祉部局への報告により約〇日間を要するとのことであり、病院からも発表がなされている。このため、救護班の活動について〇月〇日まで期間を延長する。 〇〇市内の病院数は全体で〇〇件であるが、災害による患者数が最大で〇〇〇〇人おり、被災地域の病院だけでは患者の診療が困難であるとの医師会からの報告を受けているため、〇月〇日まで救護班の活動を延長する。 	被災地近郊の医療機関が機能停止又は医療機関が診療可能な患者数をはるかに超える患者が発生していることや、医療機関が復旧するまでの期間の根拠が明確であること。	医療機関が機能停止しており、復旧までには長期間を要するため、〇月〇日まで期間を延長する。	医療機関の再開時期や診療を待つ患者がどの程度いるのかが不明であり、延長期間について説明がない。

救助項目	一般基準	認められうる具体的な事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理については、〇月〇日から相談窓口を開設し、応急修理の申請受付を実施しているが、〇〇市での応急修理の工期を確認したところ、工期が△月△日となっていることから、△月△日まで期間を延長する。 ・ (応急修理の迅速な実施状況(方策)を記載した上で、) 応急修理については、〇月〇日から相談窓口を開設し、申請受付を開始しており、現在、〇〇〇件の工事が完了しているが、工事業者の不足等もあり罹災証明発行件数(応急修理対象件数)のうち、〇〇市の完了率が〇〇%であり、残りの応急修理を必要とする件数の割合が△△%を見込んでいるため、引き続き応急修理の受付を継続する必要があることから、□月□日まで期間を延長する。 (〇か月で〇〇%が完了しており、△△%が完了するまでの期間を推計した場合、□ヶ月を要すると考える。) 	<p>救助実施主体として具体的な応急修理の迅速な実施方策を示すこと。</p> <p>その上で、応急修理が完了しない理由が具体的であり、延長期間の必要性が明確であること。</p> <p>また、完了件数から残りの応急修理件数を推計して期間の延長を決定する場合は、事前に内閣府と協議して設定すること。</p>	<p>住家被害が多数あるため、修理業者が不足しており応急修理完了までに長期間を要するため、1年間の延長が必要である。</p>	<p>住宅の応急修理は、避難生活の早期解消のため、迅速に行うことが重要であり、その迅速な実施のために講じている具体的な対応策について説明が必要となる。</p> <p>被災都道府県等は救助実施主体として各市町村の具体的な応急修理の対応策を把握した上で、修理の迅速化に関する進捗管理を行い、真にやむを得ない場合において必要な延長期間を設定すること。</p> <p>その上で、延長期間について、明確な説明をすること。</p> <p>また、災害救助費が単年度予算であること等を踏まえ、年度を超えた期間の延長はできないことに留意する必要がある。</p>

救助項目	一般基準	認められうる具体的な事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
被災者の救出	【被災者の救出】 災害発生日から3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇川の河川の決壊（越水）等により、〇〇地区及び△△地区の居住者のうち、自力では避難の困難な方が〇〇人いることから救出を〇日まで延長する。なお、河川管理事務所から水位が下がるまでに〇日程度要するとの報告を受けている。 	救出の状況が明らかであり、救助に要する期間の説明が明確であること。	行方不明者の捜索が難航しているため、一般基準の3日を超えて、〇月〇日まで期間を延長する。	被災者の救出について期間延長を行う場合には、具体的な救出の状況を説明する必要がある。
学用品の給与	災害発生日から、 （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	<p>床上浸水等により教科書や学用品を毀損・滅失してしまった児童・生徒が居住する〇〇地区の小学校××校、中学校△△校の計□□校に対して「学用品の給与」に関する確認依頼を〇月〇日に実施したところ。</p> <p>現在、各校より生徒・父母等に調査を実施しており、□月□日には毀損・滅失した教科書や学用品の数量について報告が来る予定。</p> <p>また、報告を取りまとめて調達・購入等を行うことから教科書は◇月◇日、学用品は△月△日には各生徒に配布を完了することが可能となる予定であり、△月◎日まで期間を延長する。</p>	災害により被災した地区、学校数が把握できず、各校の現状について明確に示す必要があること。また、教科書の配布、学用品の給与が完了するまでの期間についても把握できることが必要であること。	被災児童が多数であり、意向把握に時間を要するため、一般基準の1か月を超えて、〇月〇日まで期間を延長する。	延長する期間の根拠が明らかでなく、延長後の期間で配布が可能であるかが説明がされていない。
埋葬	災害発生日から10日以内	<p>災害により多数の遺体が火葬のための待機をしているが、被災地近郊の火葬場では1日に火葬できる遺体数は〇〇体となっており、現在、△△体の遺体が火葬を待機していることから、災害救助法による埋葬について〇月〇日まで期間を延長する。</p> <p>なお、現在、隣市町の火葬場の使用について◇◇市と調整中であり、使用できることとなれば、期間を短縮できる見込みである。</p>	法による埋葬が必要な状況であり、かつ、延長する期間の根拠が明確であること。	死体の捜索が難航しており、長期間を要する見込みであるため、〇月〇日まで期間を延長する。	法による埋葬が必要な状況かどうか不明であり、かつ、延長する期間について具体的な根拠がない。

救助項目	一般基準	認められうる具体的な事例	協議理由のポイント	認め難い事例	認められない理由
死体の捜索 ・処理	【死体の捜索】 災害発生の日から10日以内	・土砂災害により〇〇川流域の〇〇地区において〇〇世帯が被災しているが、土砂が広範囲に流出したため、慎重に土砂の除去を行いつつ、並行して救出を行う必要があり、捜索活動に〇〇日を要するとの報告を受けていることから、〇月〇日まで期間を延長する。	・捜索の状況が明らかであり、救助に要する期間の説明が明確であること。	・遺体の捜索が難航しているため、一般基準の3日を超えて、〇月〇日まで期間を延長する。	・「遺体の捜索が難航している」だけでは、具体的な状況を確認できない。期間延長する場合は、具体的な捜索の状況を説明する必要がある。
	【死体の処理】 災害発生の日から10日以内	・〇月〇の日捜索により発見した、身元不明の〇〇体の遺体について、検視による身元調査を実施しているが、1日に検視できる遺体は△体であり、かつ、身元の判明した遺体の遺族への引き渡しまでに〇日間を要するため、△月△日まで期間を延長する。	・法による死体の検視（死因）が必要な状況であり、1日に検視できる遺体の数も明確に示され、延長する期間の根拠が明らかであること。	・多数の方がまだ行方不明であり、捜索が難航しており遺体が発見されれば処理の必要があるため、〇月〇日まで期間を延長する。	・協議時点で法による死体の処理を行う対象がなく、かつ、期間について具体的な根拠がない。
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	堤防の決壊により〇〇地区の約△△世帯の住家（納屋、庭、倉庫等を除く）に土石・竹木が流入しており、被災者、ボランティアでも取り除くことが困難な状況であることから、実施業者と契約を行った上で、障害物の除去を実施する。なお、実施業者とは〇月〇日までの契約（業務完了）としていることから〇月〇日まで期間を延長する。	障害物の除去を実施する理由及び実施期間が明確であり、完了までの見通しも記載されていることから延長期間の判断が容易に行えること。	水害により多数の世帯に土砂が堆積しているが、業者・人手不足により、障害物の除去に長期間を要すると見込まれるため、〇月〇日まで期間を延長する。	期間について具体的な根拠がない。

災害救助法に基づく救助項目（一般基準の推移）

救助種類		平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年8月	19年度	20年度
避難所の設置	(基本額) 1人1日当り	130円	130円	310円	310円	310円	→	→	300円	→	→	→	→	→	→
	福祉避難所の設置 (平成9年4月追加)	—	—	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅(昭和26年10月追加)	建設型応急住宅 (平成9年4月追加)	1,390,000円	1,447,000円	2,034,000円	2,498,000円	2,498,000円	→	→	2,468,000円	2,433,000円	2,385,000円	2,342,000円	→	2,326,000円	2,366,000円
	賃貸型応急住宅	—	—	別に定める額	別に定める額	別に定める額	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与 (1人1日当り)		850円	860円	1,020円	1,020円	1,020円	→	→	1,010円	→	→	→	→	→	→
飲料水の供給(昭和28年8月追加)		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (例：4人世帯)	夏(全壊)	38,000円	38,000円	39,500円	40,100円	40,100円	→	→	39,200円	39,100円	→	39,000円	→	39,300円	→
	冬(全壊)	58,500円	58,500円	60,900円	61,800円	61,800円	→	→	60,500円	60,300円	→	60,100円	→	60,500円	→
	夏(半壊)	13,500円	13,500円	13,900円	14,000円	14,000円	→	→	13,700円	→	→	→	→	13,800円	→
	冬(半壊)	19,700円	19,700円	20,300円	20,600円	20,600円	→	→	20,100円	20,000円	→	19,900円	→	20,000円	→
医療・助産		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出 (昭和28年8月追加)		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→	→	→	→
住宅の応急修理 (昭和28年8月追加)	大規模半壊・半壊	295,000円	308,000円	432,000円	531,000円	531,000円	→	→	525,000円	519,000円	510,000円	500,000円	→	→	510,000円
	準半壊 (令和元年10月23日施行)														
学用品の給与	小学生	3,900円	4,000円	4,100円	4,100円	4,100円	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	中学生	4,100円	4,200円	4,300円	4,400円	4,400円	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	高校生 (平成17年4月追加)					—	—	—	—	—	4,800円	→	→	→	→
	(教科書)	実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	149,000円	149,000円	175,000円	176,000円	179,000円	→	189,000円	→	193,000円	→	199,000円	→	→	→
	小人	119,200円	119,200円	140,000円	140,800円	143,200円	→	151,200円	→	154,400円	→	159,200円	→	→	→
死体の洗淨、縫合、消毒等の処理 (昭和34年7月追加)		2,800円	2,800円	3,100円	3,300円	3,300円	→	→	3,200円	3,300円	→	→	→	→	→
死体の一時保存 (昭和34年7月追加)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障害物の除去		134,100円	135,700円	139,600円	140,700円	141,100円	→	→	138,500円	137,000円	→	→	→	→	137,500円

災害救助法に基づく救助項目（一般基準の推移）

救助種類		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 10月	2年度	3年度	4年度	5年度
避難所の設置	(基本額) 1人1日当り	→	→	→	→	310円	320円	→	→	→	330円	→	→	→	340円
	福祉避難所の設置 (平成9年4月追加)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅(昭和26年10月追加)	建設型応急住宅	2,387,000円	→	2,401,000円	→	2,530,000円	2,621,000円	2,666,000円	5,516,000円	5,610,000円	5,714,000円	→	→	6,285,000円	6,775,000円
	賃貸型応急住宅(平成9年4月追加)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与 (1人1日当り)		→	→	→	→	1,040円	1,080円	1,110円	1,130円	1,140円	1,160円	→	→	1,180円	1,230円
飲料水の供給(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与(例:4人世帯)	夏(全壊)	39,300円	→	39,200円	→	40,400円	41,500円	41,800円	→	42,000円	42,800円	→	→	42,500円	43,600円
	冬(全壊)	60,400円	→	60,200円	→	62,100円	63,800円	64,300円	64,200円	64,500円	65,700円	→	→	65,300円	66,900円
	夏(半壊)	13,800円	→	→	→	14,200円	14,600円	14,700円	→	14,800円	15,100円	→	→	15,000円	15,400円
	冬(半壊)	20,000円	→	19,900円	→	20,600円	21,200円	21,400円	→	21,500円	21,900円	→	→	21,800円	22,300円
医療・助産		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出 (昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を 防するための緊急の 修理	準半壊以上(相当) (令和5年4月1日施行)														50,000円
日常生活に必要な 最小限度の部分 の修理	大規模半壊・半壊 (昭和28年8月追加)	→	→	→	→	547,000円	567,000円	576,000円	574,000円	584,000円	595,000円	→	→	655,000円	706,000円
	準半壊 (令和元年10月23日施行)										300,000円	→	→	318,000円	343,000円
学用品の給与	小学生	→	→	→	→	→	4,200円	4,300円	4,400円	→	4,500円	→	→	4,700円	4,800円
	中学生	→	→	→	→	→	4,500円	4,600円	4,700円	→	4,800円	→	→	5,000円	5,100円
	高校生 (平成17年4月追加)	→	→	→	→	→	4,900円	5,000円	5,100円	→	5,200円	→	→	5,500円	5,600円
	(教科書)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	201,000円	→	→	→	206,000円	208,700円	210,400円	210,200円	211,300円	215,200円	→	→	213,800円	219,100円
	小人	160,800円	→	→	→	164,800円	167,000円	168,300円	168,100円	168,900円	172,000円	→	→	170,900円	175,200円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (昭和34年7月追加)		→	→	→	→	3,400円	→	→	→	→	3,500円	→	→	→	→
死体の一時保存 (昭和34年7月追加)		→	→	→	→	5,200円	5,300円	→	→	→	5,400円	→	→	→	5,500円
障害物の除去		134,200円	→	133,900円	→	→	134,300円	134,800円	135,100円	135,400円	137,900円	→	→	138,300円	138,700円

災害救助法【救助期間の変遷】

	昭和28通知	昭和34通知	昭和37通知	昭和38通知	昭和47通知	昭和49通知	昭和55通知	平成4通知	平成16厚告示	平成23厚告示	平成26内告示	令和3年内告示	令5年内告示
避難所	10日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→
炊き出し	6日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	6日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→
仮設住宅※※	20日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
生活必需品	10日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
医療	14日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
助産	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
救出	3日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
緊急修理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10日
応急修理	1ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	3ヵ月 国の災対本部が 設置された場合： 6ヵ月	→
学用品	15日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
教科書	15日	1ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	10日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障害物の除去	—	—	—	—	10日	→	→	→	→	→	→	→	→

※ 通知から告示になったのは平成12年度である。

※※ 仮設住宅は「災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。」とされている。

<応急仮設住宅の供与期間>

昭和28	応急仮設住宅が、その目的を達成したとき、その処分については、厚生大臣の承認を受けること
昭和34	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とすること
昭和42	「応急仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とすること
平成16	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項に規定する期限までとすること
平成23	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること

ポイント 4

○ 災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、自治体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集などに基づき運用がなされていた事例等が見受けられる。

今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っているので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用すること。